

まち・ひと・しごと創生基本方針 2020

令和2年7月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

1. 地方創生の政策の方向（1）

- 新型コロナウイルス感染症により、地域の経済・生活に影響が生じ、また、デジタル化の遅れなども顕在化している。
- このため、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復を図るとともに、感染症克服と経済活性化の両立の視点を取り入れ、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進しつつ、東京圏への一極集中、人口減少・少子高齢化という大きな課題に対し、取組を強化する。

雇用の維持と事業の
継続
～暮らしを支え守る～

経済活動の回復
～地域経済の立て直し～

強靱な経済構造の構築
～危機に強い地域経済～

< 感染症への緊急対応 >

○ 地域経済・生活の再興

- ・雇用の維持と事業の継続
- ・交流、賑わいの再活性化
- ・感染症の克服と危機に強い地域経済の構築(地方創生臨時交付金)

< 感染症克服と経済活性化の両立 >

○ 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正

- ・感染症の克服と危機に強い地域経済の構築(地方創生臨時交付金)
- ・地方への移住・定着の推進
 - 地方大学の産学連携強化と体制充実
 - リモートワーク推進等による移住等の推進

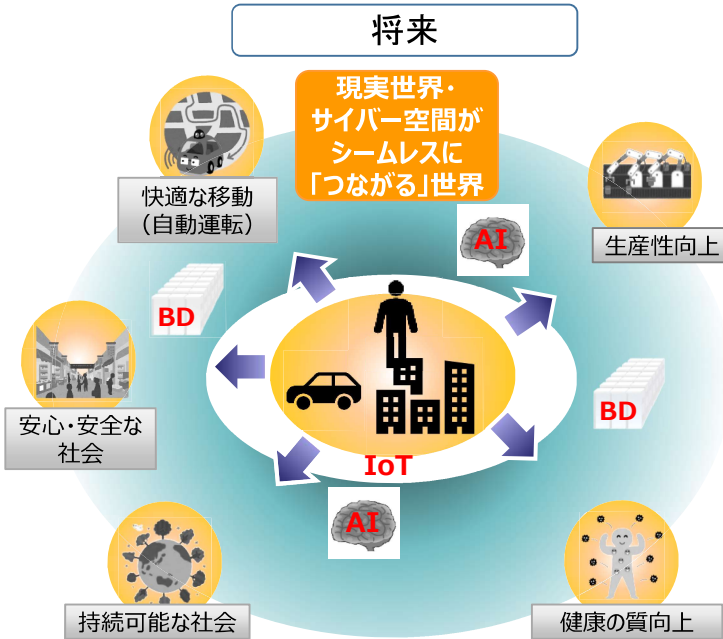
○ 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

- ・結婚・出産・子育ての支援

1. 地方創生の政策の方向（2）

○ 地方における、医療、福祉、教育など社会全体の未来技術の実装を推進することを通じて、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を強力に支援

>デジタル・トランスフォーメーション



出典：平成30年版情報通信白書（総務省）

キャッシュレス、行政IT化、防災IT化、「コロナ対応型スーパーシティ」等を推進

>デジタル・トランスフォーメーションの推進に向けた主要な支援策

5 G等の情報通信基盤の早期整備

5 G基地局や光ファイバ等の情報通信インフラの整備を地方部と都市部の隔たりなく加速させるとともに、5 Gのユースケース構築・拡大策も一体的に推進

デジタル人材の育成・確保

DXなどにも対応できる民間のデジタル専門人材の市町村への派遣等を着実に推進

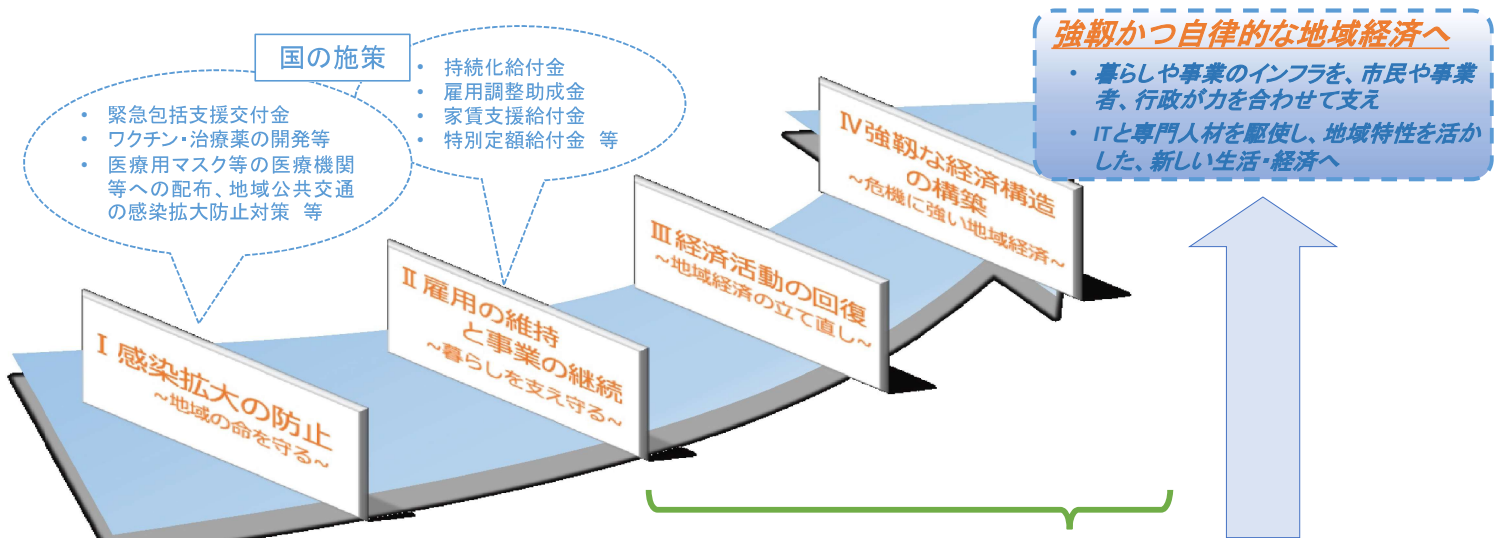
地方創生推進交付金 Society5.0タイプ

令和2年度よりSociety5.0タイプを新設し、全国的モデルとなる新たな社会システムづくりを支援

2

2. 感染症の克服と危機に強い地域経済の構築（地方創生臨時交付金）（1）

○ 地方創生臨時交付金(3兆円)を活用し、感染拡大の防止や雇用維持・事業継続を後押しするとともに、「新たな日常」に向け、強靱かつ自律的な地域経済の構築を支援。



事業継続等への対応分

- 地域ならではのきめ細かな対策を充実
 - > 感染拡大防止体制の充実
 - > 家賃等固定費対策等の充実
 - > きめ細かな雇用対策 ...

感染拡大対策から強靱かつ自律的な地域経済の構築へ

「新しい生活様式」等への対応分

- 新たな日常に向けた強靱かつ自律的な地域経済の構築

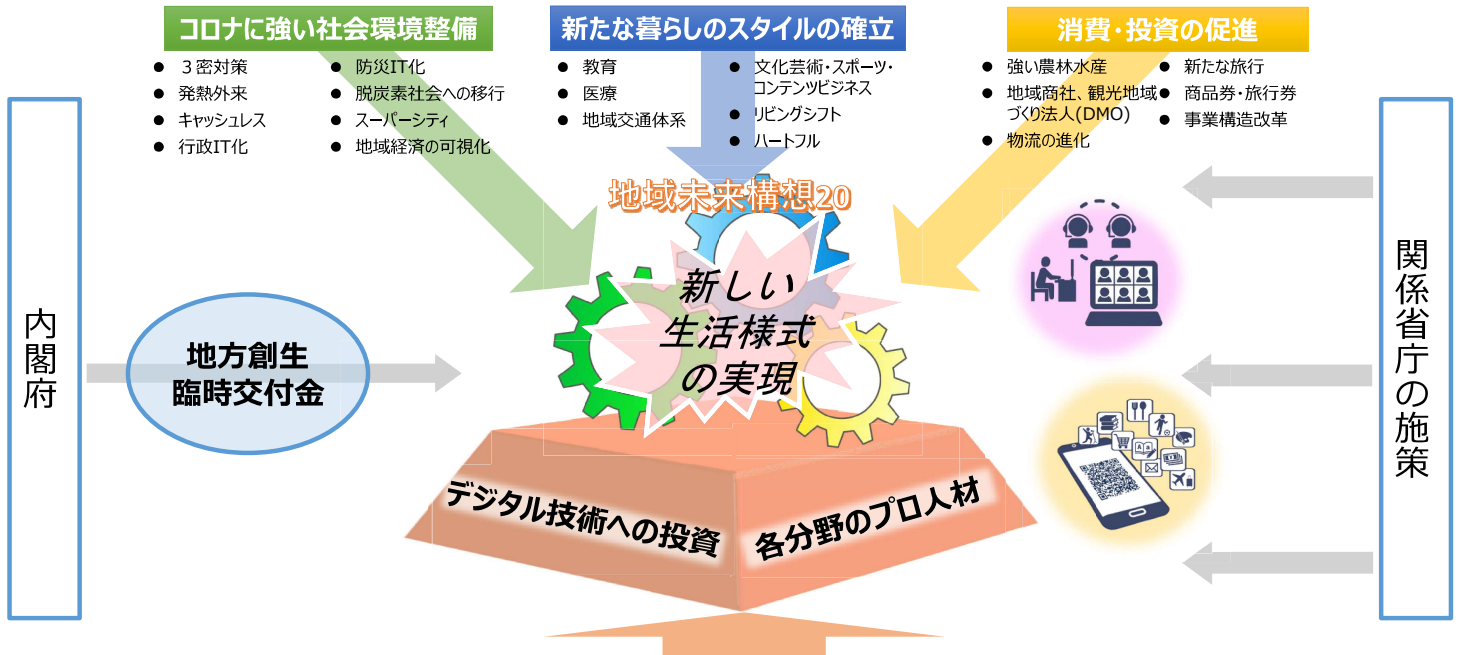
<地域未来構想 20 など>

- > 社会的環境の整備
- > 新たな暮らしのスタイルの確立
- > 新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進

3

2. 感染症の克服と危機に強い地域経済の構築（地方創生臨時交付金）（2）

○ 「コロナに強い社会環境整備」、「新たな暮らしのスタイルの確立」、「新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進」の3つの角度から、必要な取組を重点的かつ複合的に展開し、「新しい生活様式」とそれを支える強靱かつ自律的な地域経済を構築。



- ・ リモート対応や分野間連携をはじめデジタル技術の力を徹底的に活用し、新たな地域経済づくりに取り組む（地域経済のデジタル・トランスフォーメーション（DX））
- ・ デジタル技術の活用も含め、それぞれの分野に通じたプロ人材の力を徹底的に活用
- ・ 異なる分野の間の相乗効果を追求し、取組の成果を最大限に発揮

3. 地方への移住・定着の推進－地方大学の産学連携強化と体制充実－

○ 魅力的な地方大学の実現、地域の雇用の創出・拡充により、若者の地方への定着を推進するため、地域の特色・ニーズ等を踏まえ、STEAM人材等の育成等に必要な地方国立大学の定員増も含めた大胆な改革等に取り組む。

魅力的な地方大学の実現、地域の雇用の創出・拡充により、若者の地方への定着を推進

➤ **改革パッケージ**を早急に取りまとめ、大学改革を実施

＜改革パッケージの具体例＞

- ・ 地域の特色・ニーズ等を踏まえた、STEAM人材等の育成等に必要な地方国立大学の定員増
- ・ 地域の雇用の創出・拡充に向けた、地方公共団体や地元産業界との恒常的な連携体制の構築
- ・ オンライン教育を活用した国内外の大学との連携

（参考）大学入学定員（令和元年）

東京圏の大学：248,165人（国立：15,530人）、地方の大学：366,003人（国立：80,125人）

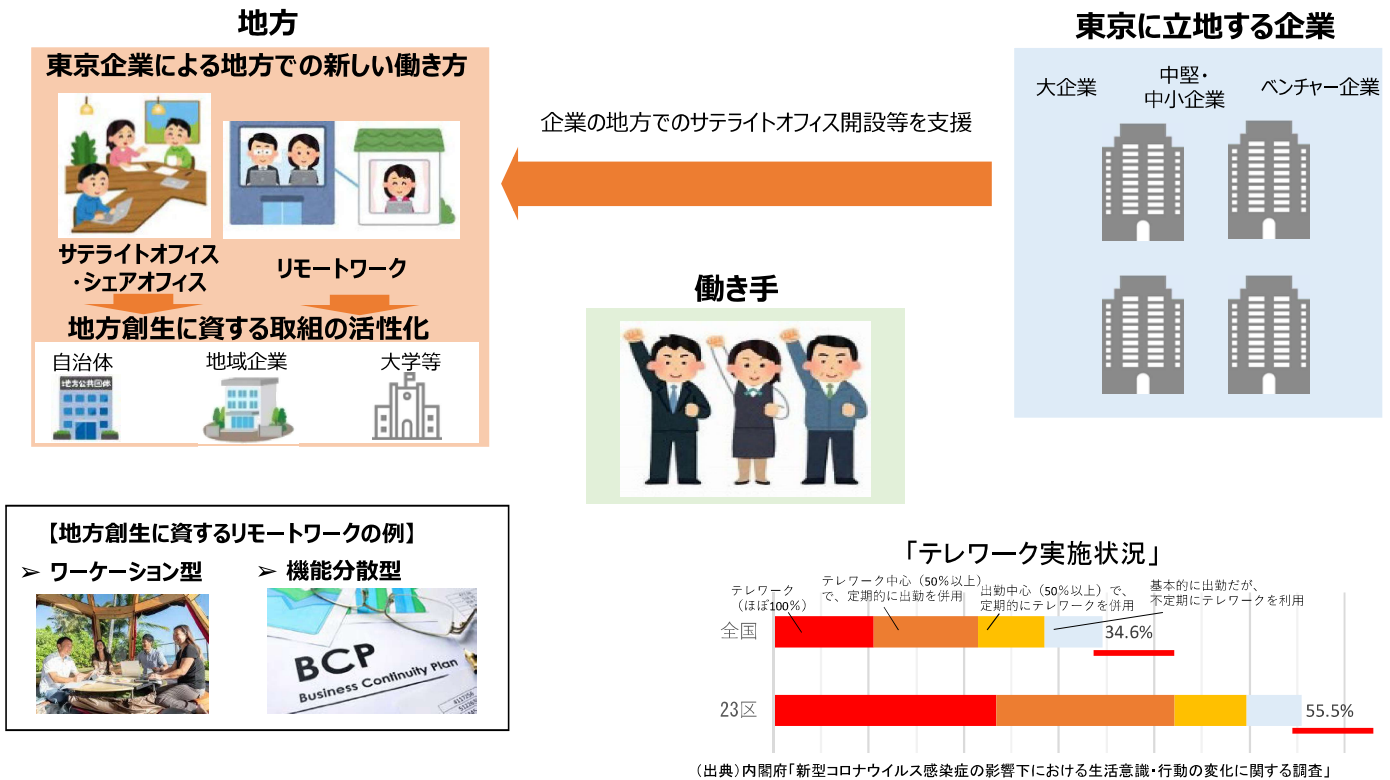


➤ **地方大学・地域産業創生交付金**により、地域の中核的産業の振興に向けた研究開発や人材育成の取組を重点的に支援

➤ 地方への**サテライトキャンパス**の設置を促進

4. 地方への移住・定着の推進－リモートワーク推進等による移住等の推進－

- 経済団体、東京の大企業等との連携の下、①地方、②東京に立地する企業、③働き手、にとってメリットのあるリモートワークやサテライトオフィスの在り方を検討するとともに、政府関係機関におけるリモートワークの方向性についての調査検討を進め、しごとの地方移転と社員等の地方移住を推進。



5. 結婚・出産・子育ての支援

- 子ども・子育て本部等とまち・ひと・しごと創生本部が一体となって実効性のある少子化対策を総合的に推進する。
- 具体的には、結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立など、総合的な少子化対策を推進する。地方創生の観点からも、地域ごとの課題を踏まえた「地域アプローチ」による少子化対策に取り組む地方公共団体をモデル事業として支援するなど、地域の実情に応じた取組を推進する。

少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)に基づく総合的な少子化対策の推進

「希望出生率1.8」の実現に向け、5つの基本的な考え方に基づき、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に取り組む。

- ①結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる
- ②多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える
- ③地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める
- ④結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる
- ⑤科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する



「地域アプローチ」による少子化対策

結婚、妊娠・出産、子育てに関わる地域ごとの課題を明確化し、それに応じたオーダーメイド型の取組を分野横断的に推進する

(参考1) まち・ひと・しごと創生基本方針2020 (案) の構成

【地方創生の現状】

- 地域経済の現状
 - ・ 感染症による地域経済への影響等

- 人口等の状況
 - ・ 人口減少・少子高齢化の現状
 - ・ 東京圏への転出入の現状

【基本方針2020の主要事項】

- 地域経済・生活の再興
 - ・ 雇用の維持と事業の継続
 - ・ 交流、賑わいの再活性化
- 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正
 新たな日常に対応するため、ICTを活用し、しごと、住宅、医療・福祉、教育など生活に不可欠な機能を確保しながら、以下に取り組む。
 - ① 感染症の克服と危機に強い地域経済の構築 (地方創生臨時交付金)
 - ② 地方への移住・定着の推進
 - ・ 地方大学の産学連携強化と体制充実
 - ・ リモートワーク等の推進による移住等の推進 等
 - ③ 地域とのつながりの構築
 - ・ 関係人口の創出・拡大 等
- 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
 - ・ 結婚・出産・子育ての支援 等

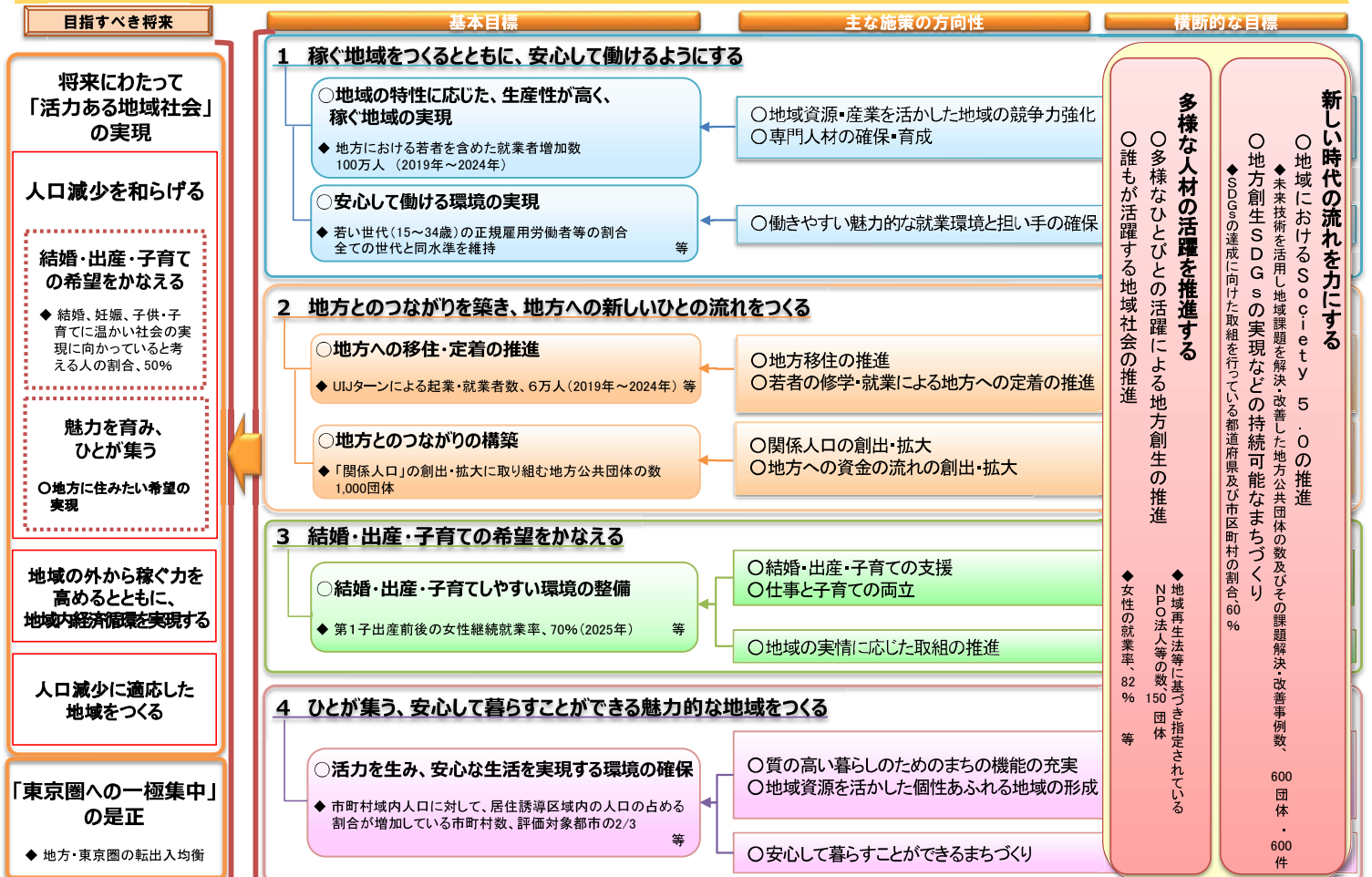
- 総合性のある具体事例の創出
 - ・ 具体的な事例を創出するモデル事業の実施
- 地域の実情に応じた取組に対する国の支援等
 - ・ 財政支援 (地方創生推進交付金、地方財政措置)
 - ・ 政策間連携の推進 (規制改革、国家戦略特区、地方分権等)

【第2期「総合戦略」の基本目標等の各分野の政策の推進】

- 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
- 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

- 多様な人材の活躍を推進する
- 新しい時代の流れを力にする

(参考2) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策体系

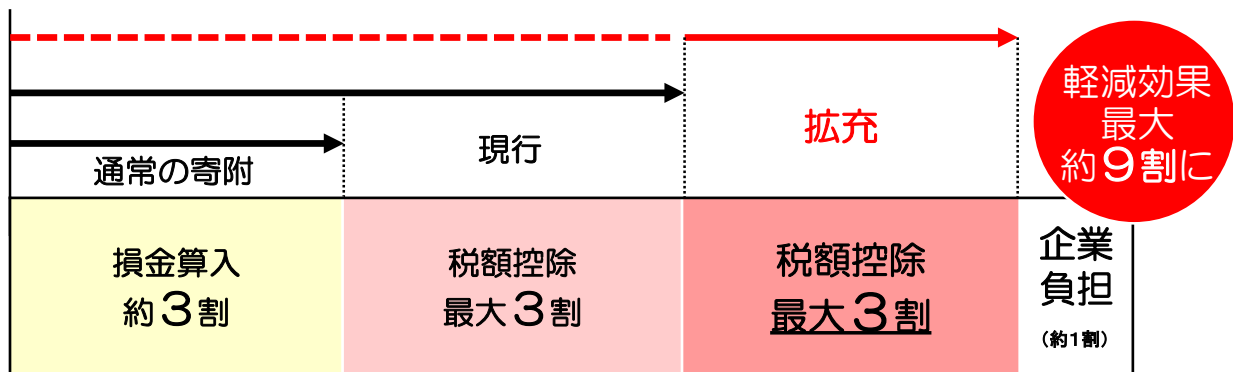


企業版ふるさと納税の大幅な見直し（令和2年度～）

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度を大幅に見直します。

これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、**最大で寄附額の約9割が軽減**され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなります。



(例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）が軽減
 ※ 令和2年4月1日以後に開始する法人の事業年度から適用

制度活用にあたっての留意事項

(従来どおり)

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
 例：× 寄附の見返りとして補助金を受け取る。 × 有利な利率で貸付をしてもらう。
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
 この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
 例：A県B市に本社が所在⇒A県とB市への寄附は制度の対象外
- 次の都道府県、市区町村への寄附については、本制度の対象となりません。
 - i. 地方交付税の不交付団体である都道府県
 - ii. 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制における地方活力向上地域以外の地域に存する市区町村*
 ※首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など

制度活用の流れ

